

1. グループ別保険料とは

広域連合では、平成 17 年度から「グループ別保険料」を導入していますが、平成 18 年 4 月からも継続することとしました。グループ別保険料とは、広域連合の構成市町村間の給付費水準に大きな差があることから、市町村ごとの 3 ヶ年の介護給付費合計を高齢者人口（福岡県高齢者福祉課資料より）で割った「高齢者 1 人あたり給付費」を比べてみると最大で 2.3 倍以上の格差があります。この格差を緩和・是正することを目的として構成市町村の給付費水準が高いほうから順に A、B、C の 3 つのグループに分け、保険料を設定したものです。

2. グループ別保険料の決め方

グループ分けについては、平成 17 年度と同様に、偏差値（全体の平均を 50 として、平均からのかけ離れ度合いを示す数値です。つまり、偏差値が 50 より高くなければ平均以上、50 より低ければ平均以下ということになります。）が 57 以上を A グループ、56 から 44 を B グループ、43 以下を C グループとします。

各グループの保険料については、各グループの給付費水準を「高齢者 1 人あたり給付費」の平均で比べてみると、A グループは B グループの 1.32 倍、C グループは B グループの 0.77 倍となっていることから、広域連合全体での保険料を B グループの保険料に適用し、A グループの保険料については、B グループの保険料の 1.3 倍、C グループの保険料については、B グループの 0.78 倍で設定しました。

各グループごとの保険料基準額

	A グループ	B グループ	C グループ	広域連合
偏差値	57 以上	56 ~ 44	43 以下	
市町村数 (構成比)	9 市町村 (21.4%)	23 市町村 (54.8%)	10 市町村 (23.8%)	42 市町村 (100.0%)
高齢者 1 人あたり 給付費平均	368,503 円/人	271,653 円/人	213,545 円/人	278,411 円/人
広域連合平均と の格差	1.32	0.98	0.77	
	↓	↓	↓	
保険料基準額に 対する 負担率	1.3	1.0	0.78	

桂川町の場合

65 歳以上の人(第 1 号被保険者)の所得段階別介護保険料

第 1 段階	対象者	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市町村民税非課税の方
	割合	基準額 × 0.5
	平成 18 年度からの年額保険料	38,736 円(3,228 円)
第 2 段階	対象者	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方
	割合	基準額 × 0.5
	平成 18 年度からの年額保険料	38,736 円(3,228 円)
第 3 段階	対象者	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円を超える方
	割合	基準額 × 0.75
	平成 18 年度からの年額保険料	58,104 円(4,842 円)

第4段階 (基準)	対象者	本人が市町村民税非課税の方 (世帯の中に市町村民税課税者がいる)
	割合	基準額 × 1.0
	平成18年度からの年額保険料	77,472 円(6,456 円)
第5段階	対象者	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満の方
	割合	基準額 × 1.25
	平成18年度からの年額保険料	96,840 円(8,070 円)
第6段階	対象者	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の方
	割合	基準額 × 1.5
	平成18年度からの年額保険料	116,208 円(9,684 円)
第7段階	対象者	本人が市町村民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の方
	割合	基準額 × 1.75
	平成18年度からの年額保険料	135,576 円(11,298 円)
第8段階	対象者	本人が市町村民税課税で合計所得金額が400万円以上の方
	割合	基準額 × 2.0
	平成18年度からの年額保険料	154,944 円(12,912 円)

介護保険料は、年額で決定します。月額保険料は、年額保険料を12月で割ったものを1円未満で四捨五入しています。

()内は月額保険料です。

注目!

平成18年度、平成19年度は、税制改正に伴う緩和措置として、一定の要件を満たす人について基準額に掛ける割合が低減される場合があります。